★総論★

I 計画を策定するにあたって

1 西東京市第2次男女平等参画推進計画策定の意義

西東京市は、一人ひとりが自分らしく自立し、いきいきと個性と能力を発揮できる 社会をめざして、2004(平成 16)年3月に策定した「西東京市男女平等参画推進 計画」に基づき、さまざまな男女平等推進施策を実施してきました。その間、多くの 成果をあげてきましたが2008(平成20)年に計画期間が満了することから、引き 続き男女平等参画の考え方を広めていくため、「西東京市男女平等参画推進計画」を 改定し、第2次の計画を策定します。

日本国憲法で個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、各種の法制度は概ね男女に平等になってきましたが、人々の意識や態度、制度や慣習の中には、固定的な家族像や男女の役割を反映したものが、今なお根強く残っており、女性はもとより男性にも生きにくい社会となっています。

また、少子高齢化の急速な進展や家族形態の多様化、グローバル化の進展など、経済・社会の大きな変化により、新しい課題が生じており、従来の制度では対応できない状況も生じています。社会や地域が今後も活力を維持し、発展していくためにも、性別や年齢にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することが大変重要です。

西東京市が今後も平和で暮らしやすいまちとなるため、第 1 次計画をふまえ、男女 平等参画社会の実現をめざして、市民と行政がともに積極的に取り組む第 2 次男女平 等参画推進計画を策定します。

2 計画の背景

1) 世界の動き

国連では、1946 年に「婦人(女性)の地位委員会」をもうけ、世界の女性の地位向上にむけての取り組みをはじめました。1975 年が「国際婦人年」と定められ、1979 年には「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(以下「女性差別撤廃条約」という。)」が、1985 年には「婦人の地位向上のための将来戦略(ナイロビ将来戦略)」が採択され、各国政府は自国での取り組みを約束しました。

その他、1994年にカイロで開かれた「国際人口・開発会議」では、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)*」の考え方を打ち出した行動計画を採択しています。

1995年には北京において「第4回世界女性会議」が開催され、「北京宣言」と12の重大問題領域と戦略目標を掲げた「行動綱領」が採択されました。この行動綱領では、男女平等の推進は「女性に特有の問題」としてだけではなく、男女を取り巻く問題(ジェンダー*の問題)として注目することの重要性を示しています。

さらに、2000年にニューヨークで開催された国連特別総会「女性 2000年会議」では、これまでの各国の取り組み状況を評価すると同時に、「ジェンダー平等の実現」という目標が掲げられています。

2005 年には、ニューヨークで第49回国連婦人の地位委員会(通称「北京+10」)が開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価・見直しを行うとともに、更なる実施に向けた戦略や今後の課題について協議されました。

また、国連開発計画では、毎年、人間開発指数(Human Development Index: HDI) の各国における取り組みを評価する基準として発表しています。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に産まれ育つことなどが含まれている。また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じた性と生殖に関する課題は広くあるといわれている。

ジェンダー(社会的性別)

人間には生まれついての生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

② 日本の動き

日本では、1975(昭和50)年に内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」をつくり、総理府に「婦人問題担当室」を設置したのがはじまりです。

1985 (昭和 60) 年には、「女性差別撤廃条約」を批准しました。この条約の批准に向けて、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、家庭科の男女共修などをすすめました。その後も、育児・介護休業法が成立するなど、国際的な動きに合わせて国内整備がすすめられてきました。

1996 (平成8) 年には、「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。

そして、1999(平成 11)年に、男女共同参画社会の実現が 21 世紀の日本社会を決定する最重要課題であると位置づけた「男女共同参画社会基本法」を制定しました。基本法にのっとり、2000(平成 12)年には「男女共同参画基本計画」を策定しました。

また、2000(平成 12)年には「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が、2001(平成 13)年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV*防止法)」が成立し、身近な人からの暴力や人権侵害が「私的な問題」から「社会的な問題」としてとらえられるようになりました。

さらに、2004(平成 16)年および 2007年(平成 19)に、「DV防止法」、 2005(平成 17)年に「育児・介護休業法」(一部)、2006(平成 18)年に「雇 用機会均等法」をそれぞれ改正し、制度面での環境整備を進めてきました。

2005 年には「男女共同参画基本計画」を改定し、国際的にも取り組みが遅れている、政策・方針決定過程への女性の参画に対し、「2020 年までに指導的地位に占める女性の割合を 30%以上に」という目標を掲げ、参画拡大に取り組んでいます。このほか、女性のチャレンジ支援、仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し等に重点的に取り組んでいます。

DV(ドメスティック・バイオレンス)

Domestic Violence を略して DV という。直訳すれば「家庭内の暴力」だが、日本で家庭内暴力というと、子どもが親に対して振るう暴力と取られがちなため、一般には「夫や恋人からの暴力」や「親しい間柄での暴力」と訳される。身体的な暴力だけではなく、精神的な暴力、性的な暴力なども含まれ、加害者にも被害者にも学歴や職業などの偏りはない。

③ 東京都の動き

東京都では、1976(昭和51)年に「都民生活局婦人計画課」を設置し、男女平等の取り組みを開始しました。1978(昭和53)年には初めての計画として「婦人問題解決のための東京都行動計画」を策定しました。

その後、さまざまな具体的な施策・事業をすすめ、また計画の改定を重ね、2000 (平成 12) 年に全国に先駆けて「東京都男女平等参画基本条例」を施行しました。 2002 (平成 14) 年には、条例を踏まえ「男女平等参画のための東京都行動計画『チャンス&サポート東京プラン 2002』」を策定しました。

また、DV 防止法の改正により、2006(平成 18)年には「東京都配偶者等暴力対策基本計画」を策定し、暴力の未然防止をはじめ、被害者の保護から自立にいたる包括的な支援に取り組んでいます。

2007 (平成 19) 年には、社会経済情勢の変化に伴う新たな課題へ対応するために、前計画を「仕事と生活の調和の推進」、「女性のチャレンジ支援の推進」を柱とした「男女平等参画のための東京都行動計画『チャンス&サポート東京プラン 2007』」に改定しました。雇用の分野における参画の促進、仕事と家庭・地域生活の調和の推進、配偶者等からの暴力の防止の3つを重点課題としています。

4 西東京市の状況

西東京市は、2001(平成 13)年の合併以降、前身の田無市・保谷市での取り組みを継続・発展させ、市民と行政が協力して、男女平等情報誌「エガール」の企画・編集や、男女平等参画推進フォーラムの開催などをはじめとしたさまざまな事業に取り組んできました。2004(平成 16)年には「西東京市男女平等参画推進計画」を策定し、男女平等参画推進委員会では、施策の進捗状況等の実績評価を毎年実施し、着実な推進を目指しています。

2008 (平成 20) 年 4 月には、「男女平等推進センター パリテ」が「住吉会館 ルピナス」内に子ども総合支援センター、住吉老人福祉センターとともに開館しました。

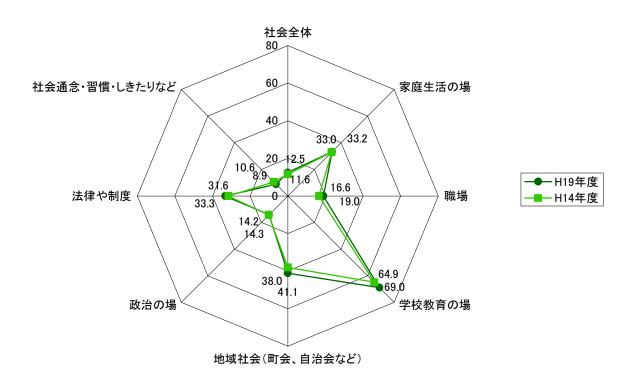
本計画を改定するにあたり 2007 (平成 19) 年には、「男女平等に関する西東京市民意識・実態調査 (以下「男女平等市民意識調査」と略す)」を実施しました。西東京市民の男女平等に関する意識や実態として、その結果概要を取りまとめています。

=男女の地位の平等感=

男女の地位が平等になっていると思うか、さまざまな分野についてたずねたところ、「男女の地位は平等になっている」と答えている市民の割合は、学校教育の場では約7割とやや高いものの、そのほかの分野では低く、社会全体においても1割程度に留まっています。5年前の調査と比較すると、わずかに男女の地位の平等感は向上しています。

多くの場面で男性の方が優遇されていると感じている人が多いということがうかがえます。(16 頁参照)

■図1 男女の地位は平等になっていると感じている割合



=就労状況=

~女性の場合~

2007(平成 19)年実施「男女平等市民意識調査」の結果によると、西東京市の 20 歳以上 70 歳未満の女性のうち、6 割の人は働いています。

また、結婚している女性に限ってみた場合でも6割の人が仕事をもっています。しかし、 育児や介護のために長期の休業制度を利用することが可能と答えたのは、働いている女性 の4割弱に留まっています。働いている女性の約半数は自宅から30分以内のところが勤務 場所ですが、約2割の女性は1時間以上かけて通勤しています。

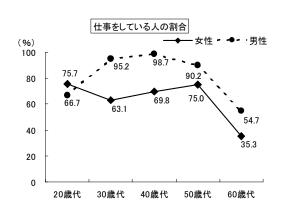
~男性の場合~

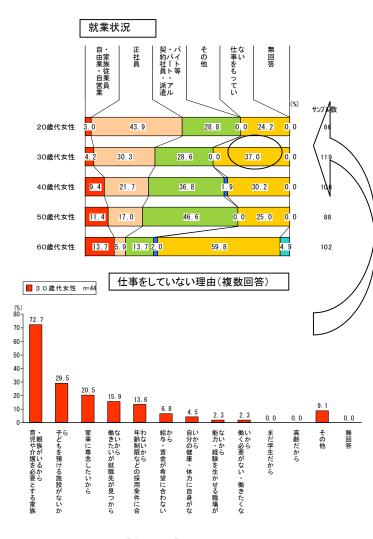
西東京市の20歳以上70歳未満の男性のうち、8割強の人が仕事をもっており、正社員の割合は女性の約2.5倍です。育児や介護のために長期の休業制度を利用することが可能と答えたのは、働いている男性の3割強に留まっています。働いている男性の4割は自宅から1時間以上かけて通勤しており、30分以内のところに勤めている人は、4人に1人です。

~育児と女性の就労~

20歳代から30歳代にかけて、正社員で働く女性の割合は、3割減し、仕事をもっていない人の割合は4割弱になります。40歳代になると仕事を持っている人の割合は増えるものの、大半が「契約社員・派遣・パート・アルバイト等」です。30歳代で仕事をしていない人にその理由をたずねると、7割の人は「育児や介護を必要とする家族・親族がいるから」と答えており、育児や介護により仕事を中断している様子がうかがえます。

■図2 就労をめぐる状況





【資料出所】 西東京市「男女平等市民意識調査」(平成 19 年度)

=女性の参画状況=

西東京市においては、市議会議員に占める女性の割合(26.7%)も審議会等の委員に占める女性の割合(32.4%)も全国や東京都等に比べて、比較的高い状況にあります(平成19年4月現在)。

一方、市職員での男女比をみると、事務系において、女性は5人に2人の割合(40.5%)であるのに対し、管理職に占める女性職員の割合は1割未満(5.1%)となっています。

|| 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

ー人ひとりが自分らしく自立し いきいきと個性と能力を発揮できる社会をめざす

- 私たちは、男女が性別により差別されることなく、人権を尊重 する社会をめざします。
- 私たちは、自らの意思と責任により、多様な生き方の中から自分にい生き方を選択することができる社会をめざします。
- 私たちは、子育てや介護、その他家庭生活に、男女が対等な立場で参画し、ともに責任を担う社会をめざします。
- 私たちは、仕事や地域活動などの社会生活に、男女が対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会をめざします。

2 計画の基本的立場

この計画は、すべての男女を施策の対象とし、性別により異なる扱いがされない社会をめざしています。一方、妊娠・出産に関する女性特有の機能について保護の対象とすることは、男女平等に反するものではなく、社会として必要なことと考えます。また、この計画では、差別の結果生じている男女間の格差を改善するためには、必要な範囲において男女のいずれか一方に対して、参画の機会を積極的に提供する必要があると考えます。

Ⅲ 計画の概要

1 計画の目的

この計画は、市が行う男女平等参画施策の基本方針を示すと同時に、男女平等参画 社会実現のための直接的・間接的な取り組みを体系化し取りまとめ、その施策を推進 することを目的とするものです。

2 計画の性格・位置づけ

- (1) この計画は、『男女共同参画社会基本法』に規定される「市町村の区域における男女 共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(第14条)」です。
- (2) この計画は、「西東京市総合計画」や「地域福祉計画」「子育て支援計画」などの関連する他計画と整合性を図りながら策定したものです。
- (3) この計画は、市の施策をすすめるための行政の計画であるとともに、市民と協働で 取り組むことを前提とした計画です。
- (4) この計画は、学識経験者や公募の市民等で構成される「西東京市男女平等参画推進 委員会」での検討を中心に、「男女平等市民意識調査」や「市民説明会」の意見など を踏まえ、策定したものです。
- (5) この計画は、取り組みの主な担当課を記載していますが、関連部課で連携をし、全庁的に取り組んでいくことを前提とします。
- (6) この計画は、市民参加のもと策定後の取り組みの実施・点検・評価を行い、実効性 の確保に努めるものです。
- (7) この計画のうち、市の行政権限を越える課題については、国・都や関係機関、事業 主等に対して、積極的に働きかけていきます。

3 計画の期間

この計画は、長期的視野にたち基本理念をかかげつつ、2009(平成21)年度~2013(平成25)年度までの5ヵ年の具体的取り組みを策定したものです。

社会経済情勢の変化や国内外の動きなどに対応するため、必要に応じ随時見直しを行います。

基本理念

取り組みの視点

取り組みの領域

いきいきと個性と能力を発揮できる社会をめざす一人ひとりが自分らしく自立し

個性を尊重 する意識づ くり

平等参画を 実現するた めの支援

人権の尊重

"学び"で身につける男女平等

"家庭生活"を豊かにする男女平等

"働く場"で実践する男女平等

"まちづくり"をすすめる男女平等

"人権"を守る男女平等

計画を着実にすすめる推進体制

取り組みの方向性

具体的施策

男女平等推進のための情報の提供・発信 男女平等に関する学習機会の提供 (1) - 3男女平等に関する調査研究の実施と活用 男女平等に基づいた教育・学習の実施 ①男女平等の意識づくり (2) – 2 保護者・保育士・教員等の男女平等意識の醸成 ②家庭・地域・学校における男女 3 - 1男女の意識改革と生活技術取得への支援 平等教育・学習の推進 (4)-1子育て支援サービスの充実 地域での子育て支援の促進 (4)-2地域での支え合いのしくみづくり ③家庭における男女平等参画促進 -(5)-2介護サービスの充実 女性の就労機会の拡大 6 - 1④子育てへの社会的支援の充実 職場における制度・慣行の見直し (6) - 2ポジティブ・アクションの推進 (6) - 3-(6)-4女性農業者への支援 ⑤介護への社会的支援の充実 (7)-1ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) の意義の普及・啓発 労働時間短縮に向けた取り組み $\bigcirc{7}-2$ ⑥働く場での男女平等参画促進 (7) - 3育児・介護休業の取得促進 (7)ワーク・ライフ・バランスの実現 均等待遇に基づく多様な働き方への支援 -(8)-2女性の起業(企業・NPO)、自営業への支援 ⑧多様な働き方を支援する環境の整 審議会・委員会等への女性の積極的登用 -(9) - 2人材に関する情報の収集と整備 $\widehat{10} - 1$ 地域活動の意思決定場面への女性の参画推進 $\widehat{10}$ - 2 地域活動等への男性の参加拡大 ⑨政策・方針決定の場への女性の参 (10) - 3男女平等参画の視点での市民活動団体との協働 画促進 国際理解・国際交流の推進 活動しやすい環境の整備 -5⑩地域活動への男女平等参画促進 $\widehat{}_{1}$ - 1 相談の充実 (1) - 2相談員の資質の向上 (1) - 3各種相談や関連機関との連携 ⑪相談体制の充実と支援 $\widehat{12} - 1$ ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援 ⑩女性をとりまくあらゆる暴力の防 $\sqrt{12}-2$ セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等への適切な対応 (3)-1からだと性に関する正確な情報の提供 ⑬性と生殖に関する健康支援 -(13)-2女性専門医療の充実に向けた取り組み (1) - 1ひとり親家庭への支援 ④援助を必要とするひとり親家庭等 (14) - 2高齢者への生活支援 への支援 $\widehat{14}$ - 3 障がいのある人への支援 女性相談の充実 ⑤男女平等推進センターの充実 学習機会の提供の充実 (15) - 2(15) - 3情報機能の充実 (16)庁内推進体制の整備 .(15) - 4交流とネットワークの促進と支援 (16) - 1横断的推進組織の確立 ⑪庁内の男女平等の推進 $\widehat{16}$ – 2 男女平等参画担当部署の調整機能強化 国・都・NPO 等関係機関との連携促進 (16) - 3(16) - 4男女平等推進条例の検討 18計画の進行管理 苦情処理機関設置の検討 (16) - 5職員の男女平等に関する理解促進 (17) - 1市発行物における男女平等の徹底 (17) - 2(17) - 3管理的立場における女性職員の参画促進 および女性職域の拡大

(18) − 1

進行管理

市民参画の恒常的推進組織による計画の